

租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により
資産の移転を受けた場合の届出書



令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国 税 庁 長 官

届 出 者 千
(公益合併法人) 所 在 地 _____

フリガナ

名 称 _____

法人番号 _____

フリガナ

代表者氏名 _____

(連絡先)

氏 名 _____

電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産等を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けましたので、租税特別措置法第40条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住 所 番 号	(寄附時の住所)
	電 話 番 号	〒 _____ (電話番号 - -)
	フリガナ	
	氏 名	

承認を受けた財産の明細							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目	所 在 地	数 量

特定贈与等を受けた公益法人等 【合併年月日 平・令 年 月 日】

主たる事務所の所在地	
フリガナ 名 称	代表者氏名
法 人 番 号	(電話番号) (- -)

届出者が移転を受けた財産等の明細					
種 類	細 目	所 在 地	数 量	使用開始(予定) 年 月 日	使 用 目 的

移転を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

その他参考事項 (やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

	使用開始予定年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
--	-----------	-------------------------

作成税理士
事務所所在地
署名 (電話番号)

* 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要がありません。)										
通信日付印	確認者	寄附者所轄署	1 自署	2 他署(自局)	3 他署(他局)	4 不明	送付年月日	送付先		番号確認
								署→局	局→署	

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第6項に規定する合併後存続する法人又は合併により設立する法人（以下「公益合併法人」といいます。）が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）から、合併により特定贈与等による財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。以下同じです。）の移転を受け、同条第11項の規定の適用を受けるとき（受贈法人等が同条第6項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限り）に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者（公益合併法人）」には、受贈法人等から、合併により特定贈与等による財産又は代替資産の移転を受けた公益合併法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた公益法人等」欄には、受贈法人等の合併直前における主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 5 「届出者が移転を受けた財産等の明細」欄には、公益合併法人が合併により移転を受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、公益合併法人が移転を受けた後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 7 この届出書は「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 公益合併法人が移転を受けた財産等の登記事項証明書など受贈法人等から合併により移転を受けたものであることを明らかにする書類
- 2 公益合併法人の登記事項証明書等
- 3 公益合併法人が移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等